

立教 189 年 3 月 27 日
教務部

【重要】違法ダウンロードに関する注意喚起

昨今、インターネット上の著作権侵害に対する法的措置が強化されており、本教においても教会や詰所が契約する回線が、意図せず違法行為の「現場」となり、損害賠償(和解金の支払い)を請求される事案が発生しています。各教会においては、以下の実態を把握し、インターネット回線のセキュリティ対策を適切に行ってください。

厳罰化と損害賠償請求の急増

P2P ファイル共有ソフト(BitTorrent 等)を使用して漫画・音楽・映画などを違法に取得・拡散することは著作権法に抵触する行為であり、著作権侵害として罰則、又高額な損害賠償請求の対象となります。

違法ダウンロード：漫画、書籍、音楽、映像、ソフト等を、違法アップロードと知りながら保存する行為（私的利用でも違法）

違法アップロード：ファイル共有ソフト経由で意図せずコンテンツを流出させる行為

著作権侵害に対する罰則

違法アップロード：10 年以下の拘禁刑 / 1,000 万円以下の罰金

違法ダウンロード：2 年以下の拘禁刑 / 200 万円以下の罰金

高額な和解金の要求

著作権を持つ企業は弁護士を通してプロバイダへ情報開示請求を行い、違法行為に使用された回線を特定し、その契約者に対し「和解金（前例では 88 万円程度）」の支払いを求める書面を送付しています。また和解に応じず訴訟に発展した場合、さらに高額な賠償金を求められる可能性があります。

教内施設が当事者となるリスク

詰所や大教会でサービスの一環として提供しているフリー Wi-Fi 等が、違法なダウンロード等に使われた場合、責任は回線契約者である施設側にも及びます。違法な行為は刑事罰の対象となるだけでなく、「教団施設が違法行為の拠点となった」として社会的信用を著しく損なう事態を招きます。

推奨する対策

現状の確認とセキュリティ対策の導入

インターネットをWiFiなどによって不特定多数に開放する場合は、利用者の利便性を考慮しつつもパスワード管理やゲストモードを設定する、有害コンテンツフィルターをかけるなどプロバイダが提供するセキュリティ対策を導入することを検討してください。

注意喚起の掲示

共用スペースに「違法ダウンロード禁止」等の注意書きを掲示して利用者に強く注意喚起を行ってください。違法行為を行った個人が特定された場合、当然に当事者が損害賠償責任を負うことになります。詰所に在住している学生や勤務者、また本部勤務者にも強く注意喚起してください。

トラブル発生時の対応

インターネット事業者から「情報開示請求」や「和解の提示」の書面が届いた場合は、決して個人や現場の判断で回答せず、直ちに教務部宗教法人課へご連絡ください。

なお、インターネット自体のセキュリティに関するご相談は、契約しているインターネット回線事業者へ直接お問い合わせください。

参考資料

文化庁発行「違法ダウンロード啓蒙リーフレット」

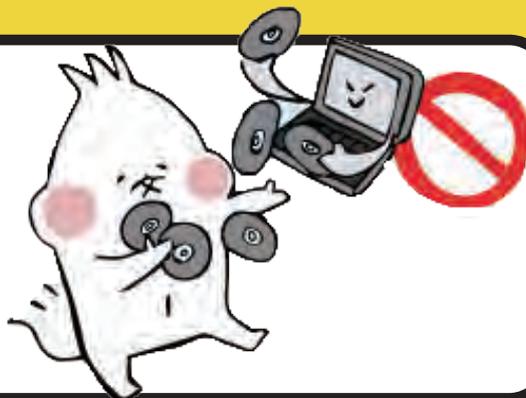
ちょっと
まって!

そのダウンロード、 いほう 違法かも?

— インターネット上の海賊版対策のための著作権法改正 —
（令和3年1月1日からスタート）

ダウンロードも違法なの?

インターネット上に違法に掲載された「海賊版」だと
知りながら漫画などの著作物をダウンロードするこ
とは、個人で楽しむためであっても違法です。犯罪に
なる場合もあります。



海賊版が利用されるとどうなる?

正規版の漫画などが売れなくなり、漫画家などのク
リエーターが収入を得られなくなります。
その結果、新たな面白い作品が生まれなくなっていま
います。



どうすれば良いの?

海賊版だと思ったら、絶対に利用しないでください。
正規版を利用しましょう。
無料で、正規版の漫画などを読めるアプリなどもたく
さんあります。



文化庁広報誌「ぶんかる」キャラクター ぶんちゃん